

鳥取縣公報

告 示

◆鳥取縣告示第三百十九號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により氣高郡勝谷村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年七月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十三年七月十四日より

年七月十八日まで

昭和二十三年七月十三日 火曜日
第千九百二十五號